

議案第71号

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 基金の対象者を拡大する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例
世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例（平成28年3月世田谷区
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を次のように改める。

(3) 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助を受けている者又はその実施
を解除された者

第1条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3
号の次に次の2号を加える。

(4) 法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護を解除された者

(5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する
児童虐待を受け、児童相談所又は子ども家庭支援センターの支援を受けていた者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。